

兵庫県公報

平成22年5月18日 火曜日 第2184号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸市の区域内における町の設定等（市町振興課）	1
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○ 平成22年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	3
○ 救急病院の認定（医務課）	4
○ 平成21年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	4
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 基本測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更（同）	10
○ 都市公園の区域変更（公園緑地課）	10
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	10
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	12
県議会公告	
○ 兵庫県議会情報公開条例の運用状況	13
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	15
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	15

告 示

兵庫県告示第574号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定並びに町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前	変 更 後

区	町	字	地 番	区	町
西 区	押部谷町木津	笹ノ尾	1292の1 1314の5	西 区	見津が丘5丁目
		東笹山	1364の56から1364の60まで		
		南笹ノ尾	1321の54		
		南向井	1286の39から1286の41まで 1287の3 1288の2 1289の1		
		南山	1315の39 1315の40		
北 区	山田町藍那	西山	2の30 2の44	西 区	見津が丘6丁目
西 区	押部谷町木津	瓜生	1475 1478の1		
		笹ノ尾	1314の1		
		鶴羽谷	1343の4 1343の8から1343の10まで 1343の12 1343の13		
		東笹山	1344から1355まで 1364 1364の1 1364 の3 1364の5から1364の11まで 1364の 13から1364の15まで 1364の26 1364の27 1364の33から1364の43まで 1364の46から 1364の49まで		
		東向井	1223の25		
		藤ノ木	1226 1227の2 1251の1 1252の1 1253の1 1255の2 1257の1 1258 1259の1 1262 1264の1 1280の2から 1280の4まで 乙1251の1		
		南笹ノ尾	1321の2 1321の3 1321の21 1321の22 1321の47 1321の48 1321の53 1341 1342		
		南向井	1286 1286の3 1286の4 1286の6から 1286の11まで 1286の13 1286の14 1286 の19 1286の26から1286の28まで 1286の 33から1286の35まで 1286の38 1287の1 1288の1		
		南山	1315の7から1315の9まで 1315の23 1315の27 1315の30		

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成21年12月8日現在の地番である。



兵庫県告示第575号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- ア 兵庫県内に住所を有する者
住所地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等
 - イ 兵庫県内に住所を有しない者
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課
- なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地为管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

(4) 手数料

7,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、仕上げのできるカッターシャツ（白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの）1枚及び昼食

7 合格者の発表

(1) 日時

平成22年9月17日（金）午前9時30分

(2) 場所

兵庫県健康福祉部生活消費局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第577号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 東宝塚さとう病院
所 在 地 宝塚市長尾町2番1号
認 定 年 月 日 平成22年3月19日
認定の有効期限 平成25年3月18日



兵庫県告示第578号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、平成21年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

平成22年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

地域名	市町名	調査地点数	玄米中カドミウム濃度(ppm)			濃 度 別 地 点 数		
			最 高	最 低	平 均	1.0ppm 以上	0.99～ 0.4ppm	0.4ppm 未満
生 野 鉾 山 周 辺	姫路市	1	—	—	0.15	0	0	1
	神崎郡 市川町	5	0.60	0.03	0.21	0	1	4
	同 郡 福崎町	4	1.1	0.04	0.37	1	0	3
	養父市	1	—	—	0.07	0	0	1
	朝来市	4	0.14	0.03	0.08	0	0	4

(注) 本調査は、農用地土壌汚染調査測定のために実施する立毛調査（収穫前にはほ場の中心部に生育している稲を採取して行う調査）である。

なお、玄米中カドミウム濃度0.4ppm以上を検出したほ場の米については、出荷米調査を実施し、カドミウム濃度0.4ppm以上の米が流通しない措置（焼却処分）を講じている。



兵庫県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市菅野土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	山 崎 良 彰	神戸市西区榎谷町菅野636番地
同	加 藤 邦 彦	同 市同区榎谷町菅野285番地
同	石 井 健 児	同 市同区榎谷町菅野299番地
同	山 崎 輝 國	同 市同区榎谷町菅野631番地
同	石 井 康 雅	同 市同区榎谷町菅野26番地
同	石 井 勝 茂	同 市同区榎谷町菅野307番地
同	大 谷 泰 彦	同 市同区榎谷町菅野504番地
同	二 星 春 生	同 市同区榎谷町菅野821番地
同	加 藤 誠 身	同 市同区榎谷町菅野283番地
監 事	石 井 剛	同 市同区榎谷町菅野328番地の2
同	朝 堀 聡	同 市同区榎谷町菅野850番地
同	鴨 谷 導 受	同 市同区榎谷町菅野83番地の2

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 健 児	神戸市同区榎谷町菅野299番地
同	加 藤 邦 彦	同 市同区榎谷町菅野285番地
同	鴨 谷 導 受	同 市同区榎谷町菅野83番地の2
同	山 崎 輝 國	同 市同区榎谷町菅野631番地
同	石 井 勝 茂	同 市同区榎谷町菅野307番地
同	二 星 春 生	同 市同区榎谷町菅野821番地
同	朝 堀 聡	同 市同区榎谷町菅野850番地
監 事	大 谷 泰 彦	同 市同区榎谷町菅野504番地
同	石 井 良 英	同 市同区榎谷町菅野23番地の2
同	加 藤 誠 身	同 市同区榎谷町菅野283番地

2 上原土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	西 川 滋	加古川市平荘町上原334番地
同	藤 元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	西 川 敏 和	同 市平荘町上原336番地
同	來 田 昌 信	同 市平荘町上原302番地
同	新 田 進	同 市平荘町上原283番地の3
同	新 田 陽 千	同 市平荘町上原403番地
監 事	新 田 唯 夫	同 市平荘町上原350番地
同	堀 充 至	同 市平荘町上原317番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
------	-----	-----

理 事	堀 充 至	加古川市平荘町上原317番地
同	表 田 隆 夫	同 市平荘町上原262番地
同	西 川 敏 和	同 市平荘町上原336番地
同	來 田 昌 信	同 市平荘町上原302番地
同	新 田 進	同 市平荘町上原283番地の3
同	高 橋 公 司	同 市平荘町上原290番地1
監 事	藤 元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	新 田 陽 千	同 市平荘町上原403番地

3 稲美土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	玉 田 康 雄	加古郡稲美町国安64番地



兵庫県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市菅野土地改良区	平成22年 4月14日



兵庫県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、相当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
神河町	土地改良総合整備事業	長谷地区	平成22年 5月18日から 同 年 6月 8日 まで	神 崎 郡 神 河 町 役 場



兵庫県告示第582号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	結核病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成22年 4月22日

6 その他参考となるべき事項

ツベルクリン検査により発見



兵庫県告示第583号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所
 高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
 原動機事業本部高砂製作所長 安 藤 健 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 三菱重工業株式会社原動機事業本部高砂製作所
 高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	槽容量70 L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 6時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	13～14	13～14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	820	820
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	430	430
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1未満	1未満	

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位 m ³ /日）	0	1 未満
---	---	------

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年 5月18日から同年 6月 8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間
平成22年 5月10日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
姫路市、豊岡市、西脇市、養父市、朝来市、神崎郡神河町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町及び美方郡新温泉町



兵庫県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）
- (2) 作業期間
平成21年 5月 1日から平成22年 3月31日まで
- (3) 作業地域
神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、南あわじ市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町、同郡播磨町、神崎郡市川町及び同郡福崎町
- 2 (1) 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- (2) 作業期間
平成21年 5月15日から平成22年 3月31日まで
- (3) 作業地域
兵庫県内全域



兵庫県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）

- 2 作業期間
平成22年 2月22日から同年 4月20日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地域



兵庫県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間
平成21年 9月24日から平成22年 3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 5月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 5月18日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 和久今宿線	姫路市広畑区小坂字丁田117番5から 同 市広畑区小坂字丁田119番2まで	旧	19.0から 27.0まで	16.0	
		新	19.0から 27.0まで	16.0	



兵庫県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年 5月18日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年 5月18日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町大字林字出ノ内810番2から 同 市竹野町大字林字宮ノ下1613番1まで	旧	6.0から 16.0まで	1,189.0	
		新	13.0から 22.0まで	1,189.0	



兵庫県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成22年 5月18日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多可柏原線	丹波市山南町奥野々字才ノ木66番から 同 市山南町奥野々字宮ノ本104番3まで	旧	7.0から 20.0まで	338.0	
		新	11.0から 20.0まで	338.0	一部 予定地



兵庫県告示第591号

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第2条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。
 平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称

兵庫県立三木総合防災公園

2 所在地

三木市志染町御坂、三津田及び窟屋

3 区域

次の図に示す区域

（「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び北播磨県民局加東土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

4 区域変更の期日

平成22年 5月23日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2週間とする。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会

イ 代表者の氏名 今 川 裕 子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通9丁目8番8号 シティライフ下山手402

エ 定款に記載された目的

この法人は、盲ろう者に対する社会一般の認識を深め、その自立支援・社会参加を促進するために、盲ろう者の福祉の増進と安全で安心して暮らせるまちづくりに関する事業を行い、盲ろう者をはじめと

南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ジョナサンフレンズ

イ 代表者の氏名 長谷川 幸 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市松が丘3丁目11番3号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、人の手による施術を通じて人本来の自然治癒力を回復し高めるタッチフォーヘルス（以下「TFH」という。）をはじめとする心身の健康管理の概念とその実践法の調査研究、啓発活動等に関する事業を行い、健康づくりを通じて社会全体の利益に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人オリーブの木

イ 代表者の氏名 岡 田 悦 子

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市新神野7丁目1番地の26号

エ 定款に記載された目的

この法人は、精神及び知的障害者の能動的な社会参画を実現するための事業を行い、精神及び知的障害者に対する理解を深めるなど地域福祉の増進に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成22年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームセンターコーナン加西店

所在地 加西市北条町北条字長尾96-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 コーナン商事株式会社

代表者の氏名 疋 田 耕 造

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 コーナン商事株式会社

代表者の氏名 疋 田 耕 造

住所 堺市西区鳳東町四丁401番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年12月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,412平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

- 478台
- (2) 駐輪場の収容台数
212台
- (3) 荷さばき施設の面積
406平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
30.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前6時30分	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成22年4月26日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
平成22年5月18日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年9月21日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

議 会 事 務 局 公 告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成21年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成22年5月18日

兵庫県議会議長 原 吉 三

1 公文書公開及び異議申立ての状況

(単位：件)

区 分	公 文 書 の 公 開					異 議 申 立 て 件 数
	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	その他	
件 数	815	633	182	0	—	0

- 2 情報提供の状況
提供件数 447件

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定し、及び指定した施設を取り消したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

老人ホームの表加古川市の項中

「

特別養護老人ホーム 長和園	同 市平荘町小畑字西ノ山1328-10
---------------	---------------------

」

を

「

特別養護老人ホーム 加古川さくら園	同 市東神吉町神吉1844-5
-------------------	-----------------

」

に改め、同表南あわじ市の項中

「

南あわじ市特別養護老人ホーム どんぐりの里	同 市松帆櫨田550
-----------------------	------------

」

を

「

特別養護老人ホーム どんぐりの里	同 市松帆櫨田550
------------------	------------

」

に、

「

南あわじ市特別養護老人ホーム すいせんホーム	同 市賀集野田字乙井手764
------------------------	----------------

」

を

「

特別養護老人ホーム すいせんホーム	同 市賀集野田764
-------------------	------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表明石市の項中

「

大窪村財産区立中ノ番会館	明石市大久保町大窪1250
長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513- 1

」

を

「

大窪村財産区立中ノ番会館	明石市大久保町大窪1250
--------------	---------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第36号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表明石市の項中

「

大窪村財産区立中ノ番会館	明石市大久保町大窪1250
長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513- 1

」

を

「

大窪村財産区立中ノ番会館	明石市大久保町大窪1250
--------------	---------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第37号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年 5月18日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表明石市の項中

「

大窪村財産区立中ノ番会館	明石市大久保町大窪1250
長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513- 1

」

を

「

大窪村財産区立中ノ番会館

明石市大久保町大窪1250

」

に改める。